







広がる先住民族の闘いと深まる先住権思想 ②⑥

五大国にのし上がり東アジア覇者へ

堀込 純一

VIII 根強いアイヌ差別の歴史的背景 (続)

(1) 第一次世界大戦を機に強まる中国侵略

(i) 対華21カ条要求と中国民族運動の発展

1914年7月に、第一次世界大戦が勃発し、戦争は主にヨーロッパを戦場として行なわれる。これに際し、イギリスはアジアにおけるドイツなどの武装商船撃破に限定し、日本の参戦を要請した。

その内容は、五つの部分に分かれ、21カ条からなっている。

第一号の部分は、山東省に係るものである。ドイツが同地で独占していたすべての権益の処分について、日本とドイツとが協定することを承認すべきこと(第一条)、中国は、山東省、その沿岸一帯の地、または島嶼を、他国に譲与しまたは貸与しないこと(第二条)、中国は芝罘(チーフ)または龍口と膠濟鉄道(膠州湾から済南に至る鉄道)とを連絡すべきこと(第三条)、中国は山東省の主要都市を自ら開くこと(第四条)である。(計4カ条)

第二号の部分は、「南満州」と「東部内蒙古」の方面に係るものである。旅順・大連の租借期限と、「南満・奉安西線」の鉄道期限を99カ年延長すること(第一条)、また吉長鉄道の管理運営権を99カ年間、日本に委任すること(第七条)。

第三号の部分は、漢冶萍公司(ハイエビンコン)にかかわる問題である。同公司を将来的に両国の合弁にすること(第一条)、同公司に近接する鉄山の採掘について同公司の同意が必要なこと(第二条)とする。(計2カ条)

第五号の部分は、中国全域にかかわるものである。中国中央政府に政治・財政・軍事面での顧問として日本人を備賜させること(第一条)、中国内地における日本の病院・寺院・学校に対しては、その土地所有権を認めること(第二条)、必要な地方の警察を日中合同とし、又はこれら地方における中国警察官に多数の日本人を備賜させること(第三条)、日本から一定数量(たとえば中国所有の半数以上)の兵器を供給し、日中合弁の兵器廠を設立し、日本より技術および材料を供給すること(第四条)、武昌と九江南昌線とを連絡する鉄道、南昌杭州間、南昌潮州間鉄道の敷設権を日本に許すこと(第五条)、福建省における鉄道、鉱山、港湾の設備(造船所を含む)に於いて外国資本を要する場合には、必ず日本に協議すべきこと(第六条)、中国における日本人の布教権を認めること(第七条)とする。(計7カ条)

これらの要求はいずれも、日本帝国主義の食欲を露わにしたものであるが、とりわけ第五号部分に示されるように、日本帝国は「満蒙」地域のみにならず、中国全域への野望を露わにしている。とりわけ、陸軍中堅層は以前から中国全体の日本特殊利益の分割にともなう、中国全域での日露の分割の野望へと発展する。

1907年7月、第一次日露協約により、両国は相互に領土・権利を尊重することを約した。その秘密条約においては、両国は満州に鉄道・電信利権に関する分界線を設定し、また日本は外蒙古に対するロシアの特種利益を承認した。

拒否される。続いて南満州における市場の閉鎖性が問題となり、米の綿製品が日本製の綿製品に駆逐される事態となる。1909(明治42)年には、米田務長官ノックスの満州諸鉄道中立化案が日露両国の拒絶によって挫折する。それにかりフォルニア州での日本人移民排斥問題が加わり、日米関係は大きな曲がり角にたつていった。そこに對華21カ条要求が強行されたのである。関係はさらに悪化した。

これに對し、中国全土の世論は騒然となり、5月9日に承認する。これに對し、日中合弁の兵器廠を設立し、日本より技術および材料を供給すること(第四条)、武昌と九江南昌線とを連絡する鉄道、南昌杭州間、南昌潮州間鉄道の敷設権を日本に許すこと(第五条)、福建省における鉄道、鉱山、港湾の設備(造船所を含む)に於いて外国資本を要する場合には、必ず日本に協議すべきこと(第六条)、中国における日本人の布教権を認めること(第七条)とする。(計7カ条)

ドイツなどへの制裁とともに、抑圧されてきた諸民族の自決をうたったパリ講和会議が開催中の1919(大正8)年3月1日、いわゆる「万歳事件」が朝鮮で勃発する。ソウルをはじめとして朝鮮全土で、200万人が「独立万歳」を叫んで決起した民族解放闘争である。

これに對し、日本帝国主義は強権的に鎮圧を行ない、5月までに約7500人の朝鮮人が虐殺され、約4万名が逮捕されたといわれる。3月1日のソウルでの集会では、「我等(われら)ハ茲(ここ)ニ我(わが)朝鮮國ノ独立タルコト及(および)朝鮮人ノ自由民タルコトヲ宣言ス。此(これ)ヲ以テ

機として外蒙古の独立運動に對するロシアの支援を踏まえ、日本政府は従来の分界線を内蒙古まで延長する必要性を痛く感じ、第三次日露協約を締結して、内蒙古を東西に分割し互いの勢力範囲を確定した。そして、1916(大正5)年7月、第四次日露協約が調印される。それは従来、「満蒙」での互いの特種利益分界線の設定に止まらず、対象を中国全体に拡大して、日露両国に敵意をもつ第三国の中国への政治的支配を排除するための攻守同盟を規定したのである。ここに言う「第三国」とは、表面上ではドイツとされたが、実はアメリカを想定していた。日露両帝國的協力は、ますます深くなつていった。

(2) 民族独立をかかげて3・1決起

世界万邦二告人平等ノ大義ヲ克明シ、此ヲ以テ子孫万代ニ誦(と)ヘ民族自存ノ正權(※正當な權利)ヲ永有セシム。……(『現代史資料』25) みずす書房

また、日本帝国主義の同化政策に對しては、「併合新政ノ基礎ヲナスモノハ固(もと)ヨリ同化ニシテ同化ノ可能ヲ信スル一念ハ日本政治家ノ多数ヲシテ朝鮮併合ノ前途(ぜんと)ニ對シ更ニ疑慮ヲ費(ついや)ササラシメタリ。……然(しか)レトモ精神ノ融和ヲ要スル兩國ノ同化ハ決シテ威力ノミニテ成就(じょうじゆ)スル兩國ノ併合ノ如ク容易ナルモノニアラス(同前 P.5)と強調する。

独立闘争は、3月中旬から、朝鮮全土に拡大し、とりわけ農村部において激しかった。というのは、1918年に終了した「土地調査事業(本シリーズ②を参照)によ

(3) ヴェルサイユ講和条約の締結と五大国へのし上がる日本

第一次世界大戦は、三國協約(英仏露)側が勝利し、三國同盟(独墺伊)側が敗北する(ただし、ロシア帝国は1917年の2月革命で崩壊。さらに10月革命で戦線そのものをから離脱)。

パリ講和会議は、1919年11月6日に開催された。ここでは、ウィルソン米大統領の「十四カ条」が基本原則となつた。(2面へ)

を對象に活動する憲兵が、司法・行政關係をも業務對象とした軍事的性格の強い警察制度)を廃止させた。

紙上討論！左派団結・統合 ⑥ 尾澤孝司(日韓民衆連帯委員会)

トランプ政権の発足と日本の変革運動(2)

3、尹錫悦大統領の弾劾・罷免の闘いと韓国の進歩運動(上)

(1) 突然の非常戒厳令の発布

2024年12月3日 夜、尹錫悦(ユン・ソンニョル)大統領は突然、緊急談話を、野党が政府高官の弾劾(だんがい)を訴追案を提出したり予算案の削減を求めたりして...

野党の国会議員と補佐陣、党役員らが国会内で椅子と机などでバリケードを張り、一部は消火器を撒くなど戒厳軍と対峙した。国会本庁への進入を阻まれた戒厳軍の一部は、国会議事堂2階の事務室のガラスを割って本庁に乱入した。

午後1時2分頃国会、「非常戒厳令解除決議案」再席190人全員賛成で通過。午前4時30分頃ユン・ソンニョル、非常戒厳令解除宣言。

2024年12月7日 ユン・ソンニョル弾劾訴追案、国民の力退場を国会在籍議員の3分の2の賛成に達せず、可決ならず。

国会前退陣広場 100万市民集結。2024年12月11日 ユン・ソンニョル即刻退陣・社会大改革非常行動、1549団体で発足(現在1700団体以上が参加)。

2024年12月14日 国会前退陣広場 200万市民集結、「ユン・ソンニョル弾劾」を促す。ユン・ソンニョル2次弾劾訴追案可決(賛成204票、反対85票、棄権3票、無効8票)。

国会の鉄の外柵を乗り越え、国会の中に入ったウ・ウォンシク国会議長をはじめ、この報を聞きつけた国会議員と市民は、国会にすぐさま続々と集まった。これは、憲法の規定で、在籍国会議員の過半数の賛成で戒厳令の解除ができるからである。

一方戒厳軍は、国会に出動し、24台のヘリコプターで190人が国会のグラウンドに着陸し、これとは別に50人が国会外郭のフェンスを乗り越え進入した。戒厳軍はこの時点で230名が投入された。

野党指導者など主な政治家らを含む政界と法曹界の14人を「逮捕」し、「全てを一掃」すべきたと伝えたといわれる。この事態に対し、民主労総は4日、尹錫悦政権退陣まで無期限総ストライキに突入する方針を決め、4日鉄道労働組合のストライキに続き、6日学校給食調理士をはじめとする学校非正規職労働者10万人がストライキに突入し、現代自動車、韓国GM、現代製鉄など主要事業組合員7万人がストライキに参加した。

2024年12月21日 光化門前、ユン・ソンニョル即刻罷免! 社会大改革! 汎市民大行進30万結集。2024年12月21日 全農(全国農民会総連盟)は、韓国南部慶南地域からソウルまでトラックとトラクター数十台を連ねた全連帯デモ行進を「ユン・ソンニョル逮捕、ユン・ソンニョル退陣」を叫ぶデモ行進で、農産物最低価格制施行、労働差別撤廃など12の改革案を主張し、光化門前の集会に参加しようとしたが、ソウル郊外南部の南泰嶺で警察によって阻止された。光化門前で行われていた集会で「農民を助けて下さい」と訴える市民が数千人がソウル郊外の南泰嶺に駆けつけ、総数約3万人位が深夜の雪の下に下がる路上に座り込み警察と対峙した。結局国会議員も駆けつけ28時間ぶりに市民たちと共に南泰嶺峠を越えて漢南洞大統領官邸前の集会に合流した。この座り込みの場所には、労組や市民団体による暖房、食料、その他様々なサービスが提供された。農民と市民が合流して警察と対峙したこの行動は、南泰嶺大戦としてキヤンドル行動の新たな動きとして評価された。

2025年1月15日 公捜処と警察で構成された共助捜査本部は、内乱首謀の容疑で尹錫悦大統領に對する逮捕状を執行した。この座り込みの場には、労組や市民団体による暖房、食料、その他様々なサービスが提供された。農民と市民が合流して警察と対峙したこの行動は、南泰嶺大戦としてキヤンドル行動の新たな動きとして評価された。

2025年1月19日 ソウル西部地裁令状当直のチャ・ウングン部長判事は、19日、内乱首謀および職務乱用・権利行使妨害の疑いが持たれている尹錫悦大統領令状を交付し、尹錫悦大統領が内乱の容疑で拘束された。極右勢力、ソウル西部地裁判事襲撃破壊。尹錫悦大統領の拘束に反発し、拘束令状を交付したソウル西部地裁判事が極右勢力によって襲撃破壊された。また同日に憲法裁判所前でも、「命が惜しければ中立的な弾劾審判をしろ」と叫びながら憲法裁判所の扉を乗り越えようとした3人の容疑者も警察に捕らえられた。ソウル西部地裁および憲法裁判所の内部と外部で発生した集団違法行為で、計90人が現行犯逮捕された。現場で逮捕された90人の容疑者の51%(46人)が20代と30代の若者だ。19日未明にソウル西部地裁に乱入した46人に限ってのみ、半数を超える25人が20、30代だ。現行犯の中には3人のユーチューバーも含まれている。2025年1月26日 韓国検察の非常戒厳令特捜本部(本部長:パク・セヒョン高等検察庁長)は、内乱首謀の容疑で尹錫悦大統領を拘束起訴した。尹大統領は遠征「憲法」を非常戒厳令を布し、非常戒厳令の阻止を意図して国会議員など主要な人物らに合流したに逮捕しようとした疑いが持たれている。韓国の憲政史上、現職大統領が拘束され裁判にかけられるのはこれが初めて。「12・3内乱事態」に加担した軍・警察の主要指揮部に続き、「トップ」である尹大統領が起訴されたことで、内乱関連の捜査は事実上終了した。

尹錫悦大統領の弾劾・罷免の闘いと韓国の進歩運動(上) 尹錫悦大統領は、憲法第80条第2項に基づき、非常戒厳令を発令した。これは、憲法の規定で、在籍国会議員の過半数の賛成で戒厳令の解除ができるからである。

尹錫悦大統領は、憲法第80条第2項に基づき、非常戒厳令を発令した。これは、憲法の規定で、在籍国会議員の過半数の賛成で戒厳令の解除ができるからである。

尹錫悦大統領は、憲法第80条第2項に基づき、非常戒厳令を発令した。これは、憲法の規定で、在籍国会議員の過半数の賛成で戒厳令の解除ができるからである。

尹錫悦大統領は、憲法第80条第2項に基づき、非常戒厳令を発令した。これは、憲法の規定で、在籍国会議員の過半数の賛成で戒厳令の解除ができるからである。

尹錫悦大統領は、憲法第80条第2項に基づき、非常戒厳令を発令した。これは、憲法の規定で、在籍国会議員の過半数の賛成で戒厳令の解除ができるからである。

尹錫悦大統領は、憲法第80条第2項に基づき、非常戒厳令を発令した。これは、憲法の規定で、在籍国会議員の過半数の賛成で戒厳令の解除ができるからである。

尹錫悦大統領は、憲法第80条第2項に基づき、非常戒厳令を発令した。これは、憲法の規定で、在籍国会議員の過半数の賛成で戒厳令の解除ができるからである。

尹錫悦大統領は、憲法第80条第2項に基づき、非常戒厳令を発令した。これは、憲法の規定で、在籍国会議員の過半数の賛成で戒厳令の解除ができるからである。

尹錫悦大統領は、憲法第80条第2項に基づき、非常戒厳令を発令した。これは、憲法の規定で、在籍国会議員の過半数の賛成で戒厳令の解除ができるからである。

尹錫悦大統領は、憲法第80条第2項に基づき、非常戒厳令を発令した。これは、憲法の規定で、在籍国会議員の過半数の賛成で戒厳令の解除ができるからである。

尹錫悦大統領は、憲法第80条第2項に基づき、非常戒厳令を発令した。これは、憲法の規定で、在籍国会議員の過半数の賛成で戒厳令の解除ができるからである。

尹錫悦大統領は、憲法第80条第2項に基づき、非常戒厳令を発令した。これは、憲法の規定で、在籍国会議員の過半数の賛成で戒厳令の解除ができるからである。

尹錫悦大統領は、憲法第80条第2項に基づき、非常戒厳令を発令した。これは、憲法の規定で、在籍国会議員の過半数の賛成で戒厳令の解除ができるからである。

尹錫悦大統領は、憲法第80条第2項に基づき、非常戒厳令を発令した。これは、憲法の規定で、在籍国会議員の過半数の賛成で戒厳令の解除ができるからである。

尹錫悦大統領は、憲法第80条第2項に基づき、非常戒厳令を発令した。これは、憲法の規定で、在籍国会議員の過半数の賛成で戒厳令の解除ができるからである。

尹錫悦大統領は、憲法第80条第2項に基づき、非常戒厳令を発令した。これは、憲法の規定で、在籍国会議員の過半数の賛成で戒厳令の解除ができるからである。

尹錫悦大統領は、憲法第80条第2項に基づき、非常戒厳令を発令した。これは、憲法の規定で、在籍国会議員の過半数の賛成で戒厳令の解除ができるからである。

尹錫悦大統領は、憲法第80条第2項に基づき、非常戒厳令を発令した。これは、憲法の規定で、在籍国会議員の過半数の賛成で戒厳令の解除ができるからである。